

## 第2部 通級による指導の教育課程



# 第1章 通級による指導の教育課程の編成

## 第1章 通級による指導の 教育課程の編成

### 第1節 「通級による指導」とは

通級による指導とは、小学校及び中学校の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態である。

通級による指導は、平成5年の学校教育法施行規則一部改正により制度化され、他県では加配教員を配置して行う「通級指導教室」として全国で運営されている。

東京都では、国が制度化する30年前の昭和37年から、区市町村教育委員会が小・中学校の一部に拠点的に「通級学級」を設置することに同意する（台東区立西町小学校難聴学級外）など、「通級指導学級」は特別支援学級の一つの形態として位置付けている。

### 第2節 特別な教育課程の編成と通級による指導の対象

通級による指導を行う場合には、当該児童・生徒が在籍する学校が一人一人に応じた特別の教育課程を編成して指導を行う。学校教育法施行規則では、小・中学校の教育課程は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成されること、また、授業時数や教育課程の基準が各学習指導要領に基づくことが定められている（第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定）が、通級による指導を行う場合には、一人一人の障害に応じた特別の指導を、小・中学校の通常の教育課程に加えたり、一部替えたりして、特別の教育課程によることができる特例が認められている。

#### ○学校教育法施行規則 第140条

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- |         |   |
|---------|---|
| 一 言語障害者 | 六 学習障害者                                       |
| 二 自閉症者  | 七 注意欠陥多動性障害者                                  |
| 三 情緒障害者 | 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの |
| 四 弱視者   |   |
| 五 難聴者   |   |

この対象となる障害のうち、第八号の「その他…」に該当する障害は、肢体不自由、病弱及び身体虚弱を指す。

### 第3節 通級による指導の対象となる障害の程度

通級による指導の対象となる障害の程度については、平成18年の学校教育法施行規則の一部改正等を受け、従来の障害のほかに、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者が加わった。

また、従来の情緒障害者については、「一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」又は「二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」としてきたが、近年、これらの障害の原因及び指導法が異なることが明らかになってきたことから、上記一を「自閉症者」とし、二を「情緒障害者」として分類が見直された。詳細は、次の通りである。

#### (1) 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

「器質的又は機能的な構音障害」とは、口蓋裂、その他の鼻咽腔閉鎖機能不全及び構音器官のまひ等の器質的原因並びに乳幼児期における構音学習の偏り等の機的原因により構音の障害を来しているような状態を指す。

「話し言葉におけるリズムの障害」とは、発語の流ちょう性に障害があることにより、本人が社会生活に不都合を来したり、不適応を感じたりしている状態を指す。

「言語機能の基礎的事項の発達の遅れ」とは、話す、聞く等の言語機能の基礎的事項に発達の遅れや偏りがあるような状態を指す。

#### (2) 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### (3) 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### (4) 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

「視覚による認識が困難な程度の者で、一部特別な指導を必要とするもの」とは、通常の文字や図形等の認識に多少の時間がかかるものの、通常の学級における教科等の学習におおむね参加できる者を指す。

なお、「一部特別な指導を必要とする」とは、障害による学習上又は生活上の困難を主体的

に改善・克服するための指導や教科の補充指導が部分的・継続的に必要なことを指す。

(5) 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

「通常の話声を解することが困難な程度の者で、一部特別な指導を必要とするもの」とは、通常の学級における教科等の学習におおむね参加できる者を指す。「一部特別な指導を必要とするもの」とは、障害に基づく障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導や教科の補充指導が部分的・継続的に必要な児童・生徒を指す。

(6) 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(7) 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障を来すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(8) 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱及び身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(平成14年5月27日付文科初第291号、平成18年3月31日付文科初第1178号)

また、自閉症者、情緒障害者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者については、東京都においては、「情緒障害等通級指導学級」の対象としている(18都学義第1610号)。

なお、「学習障害者」については、言語障害通級指導学級若しくは情緒障害等通級指導学級のいずれで指導を行うかの判定は、児童・生徒の実態に応じて慎重に行うこととされている。

通級による指導の対象（学校教育法施行規則の改正）

<改正前 平成18年4月以前>	<現行>
第1号 言語障害者 第2号 情緒障害者 自閉症等 選択性かん黙等 第3号 弱視者 第4号 難聴者 第5号 その他心身に故障がある者で、 本項の規定により特別の教育課程による 教育を行うことが適当な者	第1号 言語障害者 第2号 自閉症者 第3号 情緒障害者 選択性かん黙等 第4号 弱視者 第5号 難聴者 第6号 学習障害者 第7号 注意欠陥多動性障害者 第8号 その他障害がある者で、この 条の規定により特別の教育課程による 教育を行うことが適当な者

◆特別支援学校による指導の対象となる障害の程度と  
特別支援学級（固定・通級）の種類及び障害の程度

区分	学校教育法施行令第22条の3	障害のある児童生徒の就学について（通知） 14文科初第291号及び20文科初第1167号
視 覚 障 害	視覚障害者 両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも	(弱視学級) 弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも
		(通級による指導) 弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴 覚 障 害	聴覚障害者 両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも	(難聴学級) 難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のも
		(通級による指導) 難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知 的 障 害	知的障害者 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	(知的障害学級) 知的障害者 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
肢 体 不 自 由	肢体不自由者 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	(肢体不自由学級) 肢体不自由者 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
		(通級による指導) 肢体不自由者 肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のも
病 弱	病弱者 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	(病弱・身体虚弱学級) 病弱者及び身体虚弱者 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも
		(通級による指導) 病弱者及び身体虚弱者 病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

言語障害		(言語障害学級) 言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの
		(通級による指導) 言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害	<p>&lt;1178号通知&gt; 情緒障害者を対象とする特殊学級については、今後、文部科学省においてその在り方について検討を進める。</p> <p>&lt;1167号通知&gt; 「情緒障害者」を「自閉症・情緒障害者」と改める。</p> <p>&lt;1178号通知&gt; 291号通知の「情緒障害者」は廃止し、これに該当する障害の種類及び程度については、「自閉症者」又は「情緒障害者」に該当するものとする。</p>	<p>(自閉症・情緒障害学級) 自閉症・情緒障害者 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも</p>
		(通級による指導) 情緒障害者 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症		(通級による指導) 自閉症者 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
L D		(通級による指導) 学習障害者 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
A D H D		(通級による指導) 注意欠陥多動性障害者 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### 第4節 通級による指導の指導時数

通級による指導時間は、平成5年1月28日付文部省告示第7号により、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導時間（自立活動の指導）については、年間35単位時間から年間105単位時間まで、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導については、週当たり1単位時間から3単位時間までを授業時数の標準として定め、両者を合わせて年間280単位時間以内つまり、週当たりおおむね8単位時間までと定められていた。

平成18年の学校教育法施行規則の一部改正等により、障害の状態に応じて適切な指導及び必要な支援を行う観点から、通級による指導の授業時数の標準としては、自立活動の指導の時間と各教科の内容を補充するための特別な指導の時間を合計した年間の授業時数の標準のみを定めることとなり、これを年間35単位時間から280単位時間までとすることとなった。また、新たに通級による指導の対象となる学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、これらの児童・生徒に対して通級による指導を行う場合の授業時数の標準については、年間10単位時間から280単位時間までとすることとなった。ただし、東京都では、通級指導学級学級編制の人員に算定できる者は、通常の学級から弱視、難聴、言語障害及び情緒障害等のいずれかの学級に少なくとも週当たり1回以上通級する者とし、ア 特別支援学級に在籍する者、イ 通級回数が週当たり1回に満たない者は学級編制の人員に算定しないこととしている。なお、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者の指導時間については、年間10単位時間（月1単位時間程度）が下限とされているが、これまでも、教育相談として週1時間未満、定期的に指導を行ってきている状況があることから、通級回数が週当たり1回に満たない者は学級編制の人員には算定しないものとしている（22 教学特第704号平成23年度公立小・中学校特別支援学級及び区立特別支援学校の学級編制に関する調査について（通知）、平成18年3月31日付文科初第1177号）。

＜改正前＞		＜平成18年4月改正後＞	
指導内容	標準年間指導時間	指導内容	標準年間指導時間
自立活動	年間35～105単位時間 (週1～3単位時間程度)	自立活動 及び 教科指導 の補充	年間35～280単位時間 (週1～8単位時間程度)
教科指導 の補充	自立活動と併せておおむね 合計280単位時間内 (週8単位時間程度)		LD、ADHD
計	年間35～280単位時間 (週1～8単位時間程度)		年間10～280単位時間 (月1～週8単位時間程度)



## 第5節 他校通級について

「通級による指導」を行う場合には、児童・生徒が在籍する学校だけではなく、他校へ通って特別の指導を受けることも教育課程上の特例として認められている。学校教育法施行規則第141条では、「特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。」とされている。

## 第2章 教育課程編成上の留意事項

### 第2章 教育課程編成上 の留意事項

#### 第1節 個別の教育支援計画

平成20年3月告示の小・中学校の学習指導要領の第1章総則には、「障害のある児童（生徒）などについては、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童（生徒）の障害の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」と明記された。したがって、障害のある幼児・児童・生徒の支援に当たって、保護者、関係機関と連携を図りながら「個別の教育支援計画」を作成する必要がある。

「通級による指導」を行う場合には、当該児童・生徒の在籍校の校内委員会が中心となって「個別の教育支援計画」を作成し、その中で「通級による指導」の役割を明確に位置付けていくことが必要である。当該児童・生徒を支援する関係機関の一つとして通級指導学級の支援内容や役割を明確にし、それに基づいて「通級による指導」の教育課程を在籍校で編成して指導を行う。

#### 第2節 個別指導計画

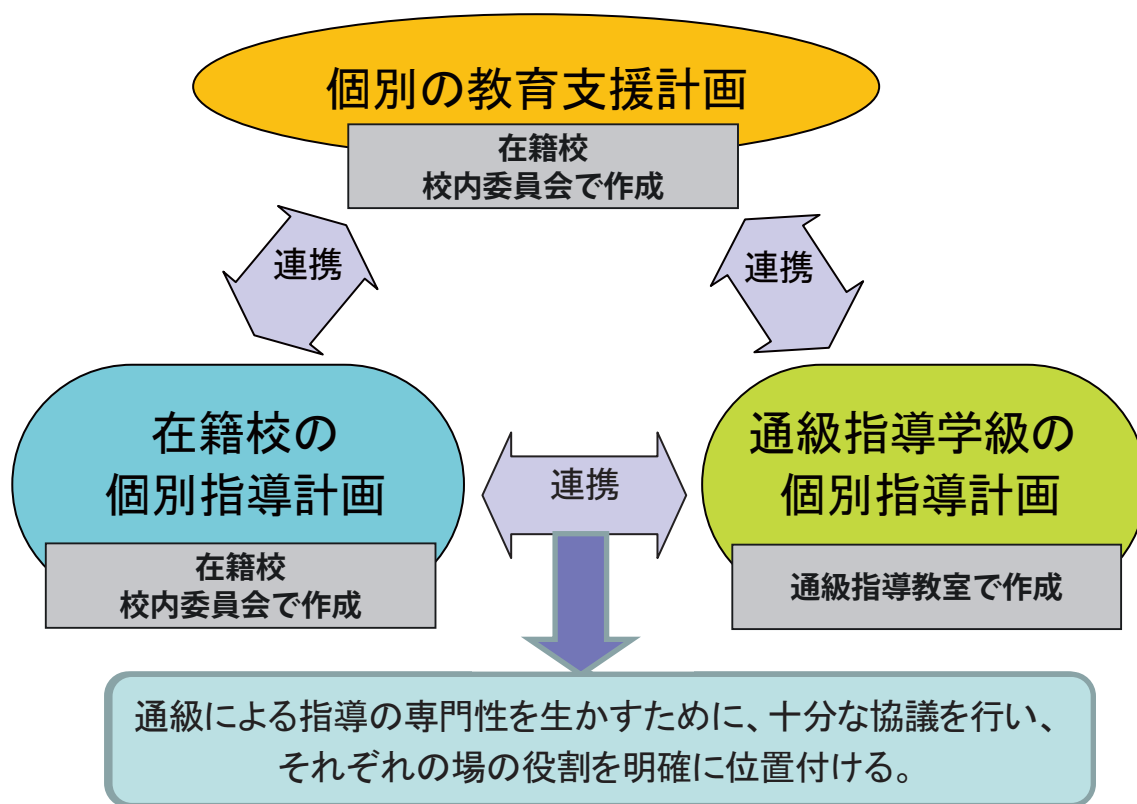
小・中学校においては、障害のある児童・生徒の学校における指導の計画として「個別指導計画」を作成する必要がある。これは、通常の学級に在籍する様々な支援が必要な児童・生徒に対して、その実態や行動特徴等を把握し、担任一人だけでなく、校内の他の教員の協力も得ながら、適切な指導及び必要な支援を具体化するために校内委員会で作成するものである。先に述べた「個別の教育支援計画」と「個別指導計画」は、学校の教育的支援を、児童・生徒一人一人のニーズに応じて具体化するために必要不可欠である。

また、通級による指導を行っている児童・生徒の場合には、指導の場が複数になるため、在籍校及び通級指導学級のそれぞれの場において個別指導計画の作成が必要になる。

特に通級指導学級では、個々の児童・生徒の障害の状態や発達段階等に即して指導を行うことが基本である。そのため、個々の児童・生徒の実態を的確に把握し、各障害特性に応じたきめの細かい個別の指導目標や具体的な指導内容を定めた特別な指導に関する個別指導計画を作成する必要がある。

在籍校において作成される個別指導計画については、通級による指導の専門性を生かすために、在籍校と通級指導学級が十分な協議を行って、それぞれの場の役割を明確に位置付けて個別指導計画を作成することが望ましい。

### 個別の教育支援計画及び個別指導計画の関係



通級指導学級を活用する児童の在籍する在籍校の個別の教育支援計画の書式例及び個別指導計画書式例を次に示す。

第2章  
教育課程編成上  
の留意事項

「個別の教育支援計画」書式例

個別の教育支援計画

通級指導対象児童・生徒用

本人・保護者	ふりがな		性別	生年月日	○年 ○月 ○日生	○ 歳
	本人氏名			保護者氏名	○○ ○○	
	住所	〒○○○-○○○○ ○○○○○○ ○-○-○				
	電話番号	○○○-○○○○	( ) 手帳	級・度	(平成 年 月交付)	
教育ニーズ	・読み、書き、計算に困難を抱えており、通級による個別の学習支援が必要である。 ・自己の障害や特性について正しく理解させ、自己肯定感を育み、集団での適応を高める必要がある。					
在籍校	○立	○○小学校 ○年 ○組(級)	学級担任	○○ ○○		
	住所	〒○○○-○○○○ ○○○○○○-○-○	電話番号	○○○-○○○	ファクシミリ	○○○-○○○
前籍校等			学級担任		電話番号	

現在・将来についての希望

本人	・音読が上手になりたい。 ・友達と仲良くなりたい。
保護者	・学習や生活に意欲的に取り組んでほしい。 ・自分に自信をもってほしい。 ・学級の児童や保護者など周囲の人たちに、子供の特性を理解してもらいたい。

支援の目標

・在籍校、通級指導学級、地域生活等において、自己有用感と自己評価を高めるように支援する。

必要と思われる支援

・通級指導学級において、個別の教育的支援を行う(読み、書き、計算及び集団適応の向上を図る。)  
・本児の得意とする地域のスポーツクラブに参加し、技能の向上の喜びと、友達との交流の楽しさを体験させる。  
・本児の特性を周囲が理解するための支援を行う。

在籍校の支援

・読み書きの負担を軽減し、学習に意欲的に取り組めるようにする。  
・トラブルが生じた時には、本児の気持ちを聞くとともに、相手の気持ちを説明し、自分の言動との因果関係が考えられるようにする。 ・本児への周囲の評価が高まるよう、発表や活動の機会を増やす。

支援機関の支援

通級指導学級	○○通級指導学級	通級開始 ○年○月	担当者: ○○ ○○	連絡先: ○○○○
	支援内容:	・自己の認知や学習の特性を理解し、自己肯定感を育む。 ・本児の特性に応じた、読み、書き、計算の能力の向上を図る。 ・本児の自己評価と周囲の本児への評価を高めるために、通級指導学級での学習の成果を在籍学級で発表する体験を積ませる。		
家庭生活	支援機関:		担当者:	連絡先:
	支援内容:			
	支援機関:		担当者:	連絡先:
余暇・地域生活	支援機関:	○○運動クラブ	担当者:	連絡先:
	支援内容:	・チームプレー競技の技能の向上と集団適応の向上を図る。		
	支援機関:	○○学習塾	担当者:	連絡先:
医療・健康 教育相談等	支援機関:	○○大学相談センター	担当者:	連絡先:
	支援内容:	・義務教育終了後の支援の必要性に応じられるように連携、協力をする。		
	支援機関:		担当者:	連絡先:

支援内容の評価と課題

言語障害通級指導学級において、個別の支援を受けるようになってから、格段に学習意欲が向上し、読み書きの力もついてきた。情緒的にも安定してきて、学校でのトラブルは減ってきたが、地域の運動クラブでの活動時には、注意集中の困難さを、自己中心的な行動と受け取られることもあり、理解啓発の充実が望まれる。

支援会議の記録(予定も含む)

日時○年 ○月○日	参加者)在籍校○○、言語障害通級指導学級○○、保護者、巡回相談員、スクールカウンセラー	協議内容・引継事項等)在籍委学級での読み、書き、計算の支援方法で効果があったものを確認し、さらに自信をもたせていくことと、進級時への引き継ぎ事項について話し合った。
作成日	平成 年 月 日	<新規・更新( 回)>
区・市町村立***学校長 作成担当		

私は、以上の内容を了解し確認しました。

平成 年 月 日 氏名

平成18年度教育課題等研究開発委員会指導資料集(平成19年3月東京都教育委員会)から

## 「個別指導計画」書式例

作成年月日 ○年○月○日

学校名 ○○立○○小学校

### 個別指導計画（○学期用）

ふりがな		性別	在籍学級	4年○組
氏名		担任氏名	○○ ○○	
本人・保護者の願い				
本人の願い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音読が上手になりたい。</li> <li>・友達と仲良くなりたい。</li> </ul>			
保護者の願い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習や生活に意欲的に取り組んでほしい。 ・自分に自信をもってほしい。</li> <li>・学級の児童や保護者など周囲の人たちに子どもの特性を理解してもらいたい。</li> </ul>			
本人の得意なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イラストを描くことや、指編みで小物を作ることが得意である。</li> <li>・気持ちが優しく、年少児や立場の弱い者への手助けや温かい心遣いができる。</li> </ul>			
児童・生徒の実態と目標	支援のヒント／対応例	指導の手だてと評価		
学習	文を読むとき、字を抜かしたり行を飛ばしたりする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文は分かち書きにする※板書・ワークシートばかりでなく教科書自体も考慮する。</li> <li>○指や道具を用いて、読むべきところをたどれるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭、言語障害通級指導学級に協力を依頼し、教科書に、漢字のふりがな、語の区切りを記入してもらう。</li> <li>・読む部分が明確になるよう、一行ものさしの使用、紙面を折る、不必要な部分を隠すなどの工夫をさせる。</li> </ul>	
	眼球のスムーズな動きができない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人にとって読みやすい字の大きさにする。</li> <li>○行間を読みやすく空けた文を用意する。</li> <li>○一度に読む量、提示する量を少なくして音読の練習を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読みへの支援や工夫により、読む部分や注目すべき部分がわかるようになり、学習への集中がよくなってきた。</li> </ul>	
	漢字の習得が難しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漢字の構成を言葉にして表す※(「女」はく、ノ、一と書きます)など)。</li> <li>○漢字の成り立ちを教え、そのイメージを使って覚えられるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒントの中から正しい漢字を選んで書き写す形式のワークシートやテスト作成し、意欲や成就感をもたせる。</li> <li>・学級全体で、漢字クイズやなぞなぞに取り組み、興味をもたせる。</li> </ul>	
	漢字をスムーズに思い出せない。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・書き写す形式のテストでは、全問正解することができ、自信をつけてきている。</li> </ul>	
学習	計算はできるが文章題が苦手である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○言葉の区切りを示したり、振り仮名を振るなどして読みとりやすくする。</li> <li>○問題文を読み聞かせて理解しやすくする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークシートやテストには、事前にふりがなを振っておく。また、テストでは、可能な範囲で問題文を読んで聞かせる。</li> </ul>	
	漢字の読み力や、文章の読み取りが弱い。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・テストでは、振り仮名を振ったり、問題文を読んであげることによって、正答できるものが増えた。</li> </ul>	
生活	トラブルがもとで教室を飛び出す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○トラブルの原因を聞いてあげ、気持ちをクールダウンさせる落ち着いたら振り返らせる。</li> <li>△全職員で共通理解し、その子を見かけたら担任に連絡する校内体制をつくっておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループでの話し合い活動や共同学習の時には、周囲の意見や考えを理解できるように、個別の言葉かけをする。</li> </ul>	
	感情のコントロールができない。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・他児の考えが分からないときや、自分の意見が通らないときには、早めに教師の援助を求めるようになってきた。</li> </ul>	
対人関係	友達とのトラブルが多い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○言葉による説諭でなく、関係や気持ちを図示するなど、視覚的に教えてみる。</li> <li>○周りの児童が本児にきつく関わっていないか確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別に本児の言い分をよく聞き取り、言葉足らずな部分や、周囲に受け入れてもらえる表現を教える。</li> <li>・休み時間や、学級活動の時間に少人数で遊ぶ体験を積ませる。</li> <li>・言語障害通級指導学級担任と協力して、本児が得意とするものを発表させる機会を作る。</li> <li>・個別対応によって、自分の行動を振り返られるようになってきた。</li> </ul>	
	本児にとってはおもしろいことを他児に注意され受け入れられない			
学期の目標				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科学習に意欲的に取り組めるようになる。</li> <li>・友達と友好的に関わり、トラブルを少なくする。</li> </ul>				

第2章  
教育課程編成上  
の留意事項

平成18年度教育課題等研究開発委員会指導資料集（平成19年3月東京都教育委員会）から

### 第3節 通級による指導の授業時数の取扱い

通級による指導の指導時数については前述（第1章第4節 通級による指導の指導時数）の通りであるが、対象となる児童・生徒一人一人の授業時数については、それぞれの実態と個別指導計画に基づいて決定する。

通級による指導を行う場合、障害に応じた特別の指導を小学校又は中学校の通常の教育課程に加えるか、又はその一部に替えて行うことになる。この場合、通級による指導を受ける児童・生徒の総授業時数については、小学校又は中学校の通常の教育課程の各学年における授業時数に準ずるなどして、当該児童・生徒の週当たりの授業時数が、（その障害の状態を十分考慮して）負担過重とならないように配慮することが必要である。

具体的には、小学生の場合など放課後に他の学校の通級指導学級に通級する場合は、児童によっては体力的な負担とならないようにすることが必要である。また、週時程の中で他校に通級する場合は、いつも同じ曜日の同じ時間帯の学習が欠けることになるため、学年や児童の実態に応じて在籍校と通級指導学級が連携して通級日を変えるなどの配慮をすることが必要である。特に、中学生の場合には、評価や評定に影響することが想定されるため、通級することによって生徒自身が不利益を被らないよう配慮が必要である。

### 第4節 通級による指導の開始・終了

通級による指導を開始するに当たっては、区市町村教育委員会の通級を判定する委員会において当該児童・生徒の実態を把握して、指導課題や指導の方法、内容等を明確にして計画的に指導を行うことが必要である。通級指導学級が児童・生徒の障害の状態や変化に応じて柔軟に対応できる特性を生かして、年度途中の入級や状態の変化に応じた柔軟な措置変更ができるように配慮することが必要である。

指導の開始に当たっては、個別指導計画を作成し、計画的に指導を行って課題の改善を図っていく見通しをたてることが必要であり、一定の指導期間を経て評価を行い、通級による指導の終了を視野に入れて取り組むことも重要である。

通級による指導の終了に当たっては、円滑に通常の学級の指導のみに移行できるよう、通級指導学級での指導時間を計画的に少なくしていったり、対象の児童・生徒が在籍している学級への校内支援や特別支援教育支援員からの支援について、段階的に支援の量を減らしていったりするなど、柔軟な取組が必要である。

なお、通級指導の開始・終了については、「**通級指導学級での指導の開始・終了判定システムの構築に関する調査研究事業報告書**」（平成21年3月 東京都教育委員会）に詳細が記載されているので、確認すること。

## 第5節 指導内容等

通級による指導で行う障害に応じた特別の指導は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にした自立活動及び各教科の内容を補充するための指導である。自立活動の指導内容については、同学習指導要領に示されている。(本編第2部第3章参照)

指導の内容は、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導(自立活動)が中心となる。各教科の補充指導は障害の状態に応じた特別の補助指導であり、自立活動を併せた指導でなければならない。それは、単なる教科の遅れを補充する指導とは異なる。通級による指導では、自立活動の指導を行うことを原則とし、特に必要があるときに教科の補充を行う。

## 第6節 通級による指導の記録と指導要録への記載

「学校教育法施行規則の一部改正等について(通達)」(平成5年1月28日付文初特第278号)において、通級による指導を行う学校は、通級による指導の記録を適正に管理することとされている。同時に、当該児童・生徒が在籍する学校に対して、当該記録の写しを通知しなければならないとされている。このことにより、通級による指導を受ける児童・生徒の在籍校と通級による指導を行う学校との連絡調整が行われることになる。

通級による指導の記録の記載事項については、「通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。」(平成14年5月27日付文科初第291号)とされている。

## 第7節 在籍校と通級指導学級の連携協力

通級による指導を行うに当たって、当該児童・生徒が在籍する学校と、通級による指導を行う学校との間で十分な連携を行うよう、「通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級(他の学校で通級による指導を受ける場合にあつては、在学している学校の在籍学級)の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。」(平成14年5月27日付文科初第291号)とされている。また、小学校及び中学校学習指導要領 総則 第4「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」(小学校は(7)、中学校は(8))において、「障害のある生徒などについては、(中略)特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」とされている。

通級による指導では、通常の学級以外の場所で他の教員から指導を受けるため、指導の効果をあげるためには、通常の学級における配慮が不可欠であり、両者の連携協力がきわめて

重要である。そのためにも、当該児童・生徒が在籍する学校の校内委員会で作成した「個別の教育支援計画」「個別指導計画」の中に通級による指導の位置付けを明確にし、両者が連携した支援が実現するよう具体的な方策が検討されなければならない。

### 第8節 他の設置者の設置する学校で通級による指導を行う場合

同一区市町村に通級による指導を行う学校がない場合には、他の区市の学校に通うことが考えられる。また、東京都では、都立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）への通級による指導も実施している。その場合、通級による指導を受ける児童・生徒が在学する学校の設置者は、あらかじめ通級による指導を行う学校の設置者と十分に協議を行う必要がある。この場合、各教科の補充指導を行う際に教科書が異なる場合があるため、教科書や教材について在籍校と十分に連絡を取り合う必要がある。

都立特別支援学校への通級が必要な場合（居住地に通級指導学級がない。近隣地区の通級指導学級で受け入れられない。など）には、区市町村教育委員会で検討の後、東京都特別支援教育推進室での検討、通級の決定を経て通級による指導が開始される。